

# **令和4年度第1回 京田辺市空家等対策協議会 次第**

令和4年8月10日（水）  
午後1時30分から  
市役所4階 403会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議題（詳細は別紙資料）
- 4 閉会

# 令和4年度第1回 京田辺市空家等対策協議会

## 議題

### 1. 京田辺市空家等対策の推進に関する条例及び施行規則について 資料1、2

令和4年7月1日から施行

- ①一部に居住その他の使用実態のある長屋や共同住宅に対しても、空家等対策が可能となる（条例第2条第1、3、4号）
- ②特定空家空住戸等の認定及び不利益処分を実施するにあたっては、京田辺市空家等対策協議会に諮問する（条例第12条第2項、条例第13条第4項）
- ③空家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要がある場合、必要かつ最小限度の措置を行うことができる（条例第8条第1項）

本条例の制定に伴い、京田辺市空家等対策協議会設置条例の所掌事項を修正（条例第2条第3号） 資料3

### 2. 管理不全空家への対応について 資料4

－個人情報等に関わる内容を取り扱うため非公開－

## ○京田辺市空家等対策の推進に関する条例

令和4年3月31日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本市における空家空住戸等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めることにより、人の安全・安心の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家空住戸等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等及び長屋若しくは共同住宅の住戸（店舗等を含む。）又はこれらに附属する工作物（門、塀等）であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 特定空家空住戸等 空家空住戸等であって、次に掲げる状態（以下「管理不全状態」という。）にあると認められるものをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態  
イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態  
ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(3) 長屋 1つの建築物に2以上の独立した住戸（店舗等を含む。）があり、建築物の出入口から住戸（店舗等を含む。）の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有しないものをいう。

(4) 共同住宅 1つの建築物に2以上の独立した住戸（店舗等を含む。）があり、建築物の出入口から住戸（店舗等を含む。）の玄関に至る

階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。

(5) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う法人、自治会その他の団体若しくは個人をいう。

(相互連携)

第3条 空家空住戸等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）、市民等及び市は、相互に連携を図り、空家空住戸等の発生予防、活用及び適切な管理に協働して取り組まなければならない。

(空家空住戸等の所有者等の責務)

第4条 空家空住戸等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において、空家空住戸等を適切に管理しなければならない。

2 空家空住戸等の所有者等は、自ら利用する見込みがない空家空住戸等を有效地に活用するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、空家空住戸等が市民生活に及ぼす影響を理解し、市が推進する空家空住戸等対策に協力するとともに、地域の生活環境の保全に努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていないと判断される空家空住戸等を発見したときは、市に当該空家空住戸等の情報を提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、建築物等の所有者等による空家空住戸等の発生予防、活用の促進及び適切な管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(空家空住戸等への立入調査等)

第7条 市長は、空家空住戸等の所在及び当該空家空住戸等の所有者等を把握するための調査その他空家空住戸等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第13条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、市職員又はその委任した者に、空家空住戸等と認められる場所に立ち入

って調査をさせることができる。

- 3 市長は、前項の規定により市職員又はその委任した者を空家空住戸等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家空住戸等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家空住戸等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (緊急安全措置)

第8条 市長は、空家空住戸等の倒壊等による人の生命若しくは身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると認めるときは、必要かつ最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じ、又は第三者をして講ずることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家空住戸等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家空住戸等の所有者等に通知しなければならない。ただし、市長に過失がない場合であって、空家空住戸等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、規則で定める方法により、当該緊急安全措置を講じた旨を公告しなければならない。
- 3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家空住戸等の所有者等から当該緊急安全措置に要した費用を徴収することができる。

#### (空家空住戸等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家空住戸等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団

体の長その他の者に対して、空家空住戸等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(データベースの整備等)

第10条 市は、空家空住戸等に関するデータベースの整備その他空家空住戸等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家空住戸等の適切な管理の促進)

第11条 市は、所有者等による空家空住戸等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助及び適切な管理の依頼を行うよう努めるものとする。

(特定空家空住戸等の認定)

第12条 市長は、空家空住戸等について立入調査等を行った結果、当該空家空住戸等が管理不全状態にあると認められる場合は、特定空家空住戸等に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定空家空住戸等に認定する場合は、あらかじめ、京田辺市空家等対策協議会設置条例（令和3年京田辺市条例第3号）に規定する京田辺市空家等対策協議会（以下「空家等対策協議会」という。）に諮問しなければならない。

(特定空家空住戸等に対する措置)

第13条 市長は、特定空家空住戸等の所有者等に対し、当該特定空家空住戸等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（第2条第2号ア又はイの状態にない特定空家空住戸等については、建築物の除却を除く。以下「保全措置」という。）を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、なお当該特定空家空住戸等の管理不全状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、保全措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る保全措置を講じなかつた場合において、必要があると認めるときは、当該

勧告を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る保全措置を講ずるよう命ずることができる。

- 4 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、空家等対策協議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該保全措置を命じようとする者に対し、命じようとする保全措置の内容及びその事由並びに当該保全措置に対する意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付し、当該保全措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 6 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から起算して5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 7 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合は、保全措置を命じようとする者又はその代理人に出頭を求め、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 8 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合は、命じようとする保全措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、意見の聴取の期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 9 第7項の規定により出頭を求められた者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 10 市長は、第3項の規定により保全措置を命じた場合において、当該保全措置を命ぜられた者が当該保全措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。
- 11 市長は、法第2条第2項に規定する特定空家等について、第3項の規定により保全措置を命じようとする場合において、過失がなくて保全措置を命ずべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項に規定する助言若しくは指導又は第2項に規定する勧告を行うべき者を確知することができ

きないため、第3項の規定による命令を行うことができないときを含む。) は、その者の負担において、保全措置を自ら行い、又は市職員若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、保全措置を行うべき旨及びその期限までに当該保全措置を行わないときは、市長又は市職員若しくは委任した者が当該保全措置を行うべき旨を規則で定める方法により、あらかじめ公告しなければならない。

1 2 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 3 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家空住戸等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家空住戸等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 4 第3項の規定による命令については、京田辺市行政手続条例（平成8年京田辺市条例第17号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

#### （関係機関との連携）

第14条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、空家空住戸等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

#### （委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

○京田辺市空家等対策の推進に関する条例施行規則

令和4年3月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和4年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 条例第7条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式第2号）とする。

(緊急安全措置)

第4条 条例第8条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書は、緊急安全措置従事者証（別記様式第4号）とする。

3 条例第8条第4項の規定による費用の徴収は、緊急安全措置費用請求書（別記様式第5号）により行うものとする。

(特定空家空住戸等の認定)

第5条 条例第12条第1項の規定による特定空家空住戸等の認定は、特定空家空住戸等認定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(助言又は指導)

第6条 条例第13条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（別記様式第7号）により行うものとする。

(勧告)

第7条 条例第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第8号）

により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第13条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 条例第13条第5項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第10号）とする。

3 条例第13条第5項に規定する意見書は、意見書（別記様式第11号）とする。

4 条例第13条第6項の規定による請求は、意見聴取請求書（別記様式第12号）により行うものとする。

5 条例第13条第8項の規定による通知は、意見聴取通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

(代執行)

第9条 条例第13条第10項の規定による代執行（以下「代執行」という。）を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下この条において「法」という。）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 代執行に係る法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書（別記様式第15号）とする。

3 代執行に係る法第4条に規定する証票は、執行責任者証（別記様式第16号）とする。

4 条例第13条第11項の規定による公告は、略式代執行公告（別記様式第17号）により行うものとする。

(標識)

第10条 条例第13条第12項に規定する標識は、標識（別記様式第18号）とする。

(公示等の方法)

第11条 条例第8条第2項並びに第13条第11項及び第12項に規定する規則で定める方法は、京田辺市公告式条例（昭和26年京田辺市条例第1号）第2条第2項に定める掲示場における掲示又は市長が適當と認める方法とす

る。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

### 立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する空家空住戸等について、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第7条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

#### 1 対象となる空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

#### 2 立入調査を実施しようとする事由

#### 3 立入調査の日時

#### 4 立入調査を実施する者及び連絡先

#### 5 その他

立入調査には、空家等対策担当課に連絡の上、原則、立会うことを求めます。なお、所有者等の立会いがない場合でも立入調査を実施します。

様式第2号（第3条関係）

(表面)

第 号

立入調査員証

所 属

職名・氏名

上記の者は、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第7条第2項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

京田辺市長

印

(裏面)

京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和4年京田辺市条例第2号）  
(抜粋)

第7条 市長は、空家空住戸等の所在及び当該空家空住戸等の所有者等を把握するための調査その他空家空住戸等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第13条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、市職員又はその委任した者に、空家空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 (略)

4 第2項の規定により空家空住戸等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(注意) この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第4条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理する空家空住戸等について、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を講じたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置の実施日

4 緊急安全措置を講じた事由

5 その他

様式第4号（第4条関係）

(表面)

第 号

緊急安全措置従事者証

所 属  
職・氏名

上記の者は、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定による緊急安全措置を講じる者であることを証する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

京田辺市長

印

(裏面)

京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和4年京田辺市条例第2号）  
(抜粋)

第8条 市長は、空家空住戸等の倒壊等による人の生命若しくは身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると認めるときは、必要かつ最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じ、又は第三者をして講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家空住戸等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家空住戸等の所有者等に通知しなければならない。ただし、市長に過失がない場合であって、空家空住戸等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、規則で定める方法により、当該緊急安全措置を講じた旨を公告しなければならない。

3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

(注意) この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第4条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

緊急安全措置費用請求書

京田辺市空家等対策の推進に関する条例第8条第4項の規定により、下記の  
とおり緊急安全措置に要した費用を請求します。

記

1 緊急安全措置に要した費用 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

3 納期限

様式第6号（第5条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

特定空家空住戸等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家空住戸等について、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第2条第2号に規定する特定空家空住戸等に該当すると認められ、条例第12条第1項の規定により、特定空家空住戸等に認定したので通知します。

記

1 対象となる空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 特定空家空住戸等の認定をした事由

3 連絡先

様式第7号（第6条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

助言・指導書

あなたが所有又は管理する特定空家空住戸等については、管理不全状態が改善されていません。

については、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり保全措置を講ずるよう助言・指導します。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 助言・指導に係る保全措置の内容

3 助言・指導に至った事由

4 助言・指導の責任者及び連絡先

5 保全措置を講ずる期限

(備考)

- 上記5の期限までに上記2の保全措置を講じた場合は、遅滞なく上記4の責任者に報告してください。
- 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の保全措置を講じなかった場合は、条例第13条第2項の規定により、当該保全措置を講ずるよう勧告することがあります。この勧告により、上記1の特定空家空住戸等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合で、かつ、上記1の特定空家空住戸等が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に該当する場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第8号（第7条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

勧告書

あなたが所有又は管理する特定空家空住戸等について、 年 月  
日付け文書番号により、保全措置を講ずるよう助言・指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。  
については、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第2項の規定により、下記のとおり保全措置を講ずるよう勧告します。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る保全措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者及び連絡先

5 保全措置を講ずる期限

(備考)

- 上記5の期限までに上記2の保全措置を講じた場合は、遅滞なく上記4の責任者に報告してください。
- 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の保全措置を講じなかった場合は、条例第13条第3項の規定により、当該保全措置を講ずるよう命ずることがあります。

様式第9号（第8条関係）

文書番号  
年月日

様

京田辺市長

印

命令書

あなたが所有又は管理する特定空家空住戸等について、 年 月  
日付け文書番号により、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第3項の規定により、勧告に係る保全措置を講ずるよう命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した保全措置が講じられていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、条例第13条第3項の規定により、下記のとおり保全措置を講ずるよう命令します。

記

- 1 対象となる特定空家空住戸等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る保全措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者及び連絡先
- 5 保全措置を講ずる期限

(備考)

- ・ 上記2の保全措置を講じた場合は、遅滞なく上記4の責任者に報告してください。
- ・ 上記5の期限までに上記2の保全措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第13条第10項の規定により、当該保全措置について行政代執行の手続に移行することができます。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する特定空家空住戸等について、 年 月  
日付け文書番号により、必要な保全措置を講ずるよう勧告しましたが、現在  
に至っても当該保全措置が講じられていません。

このまま保全措置が講じられない場合は、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第3項の規定により、下記のとおり保全措置を講ずるよう命令  
することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第13条第5項の規定により、本件に関し意見書及び  
自己に有利な証拠を京田辺市長に提出することができるとともに、同条第6項  
の規定により、本通知の交付を受けた日から起算して5日以内に、京田辺市長  
に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求するこ  
とができます。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出先、公開による意見の聴取の請求先及び連絡先

5 意見書の提出期限

(備考)

- 上記2の保全措置を講じた場合は、遅滞なく上記4の連絡先に報告してください。

様式第11号（第8条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地）

意見書

京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第5項の規定により、下記  
のとおり意見を述べます。

記

対象となる特定空家 空住戸等	所在地  用 途
命令の原因となる事 実についての意見	
証拠書類等の有無	有（書類の名称：）・無

（備考）

- ・ 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、添付してください。
- ・ 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様式第12号（第8条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市長

提出者　住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地）

意見聴取請求書

年　月　日付け文書番号により命令に係る事前の通知があつた  
特定空家空住戸等について、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条  
第6項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求しま  
す。

様式第13号（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長

印

意見聴取通知書

京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第7項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めるので、同条第8項の規定により通知します。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

所在地

用途

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日

4 意見の聴取の場所

5 連絡先

様式第14号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長

印

戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け文書番号により、あなたが所有又は管理する下記の特定空家空住戸等について、保全措置を講ずるよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第10項の規定により、下記の特定空家空住戸等について下記のとおり保全措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負いません。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

2 保全措置の内容

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長

印

代執行令書

年 月 日付け文書番号により、あなたが所有又は管理する特定空家空住戸等について、保全措置を 年 月 日までに講ずるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されなかつたため、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第10項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任を負いません。

記

- 1 代執行の対象となる特定空家空住戸等
- 2 戒告した保全措置の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号（第9条関係）

(表面)

第 号

執行責任者証

所 属  
職・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

京田辺市長

印

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け文書番号）記載の京田辺市  
[ ] の建築物の [ ]

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

(裏面)

京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和4年京田辺市条例第 号）  
(抜粋)

第13条 (略)

2～9 (略)

10 市長は、第3項の規定により保全措置を命じた場合において、当該保全措置を命ぜられた者が当該保全措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。

11～14 (略)

行政代執行法（昭和23年法律第43号）(抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第17号（第9条関係）

略式代執行公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等について、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第3項の規定により、必要な保全措置を講ずるよう命じましたが、所有者等の所在等の特定ができないため、同条第11項の規定により、次のとおり公示する。

年　　月　　日

京田辺市長

印

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途
- 2 保全措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者及び連絡先
- 5 保全措置を講ずる期限
- 6 保全措置が履行されなかった場合の措置
  - (1) 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の保全措置を講じなかった場合は、市が所有者等に代わり執行する。
  - (2) 市が代執行した場合は、行政代執行法第5条の規定により、代執行に要する全ての費用を所有者等から徴収し、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任を負わない。

様式第18号（第10条関係）

標識

下記の特定空家空住戸等の所有者等は、京田辺市空家等対策の推進に関する条例第13条第3項の規定により、保全措置を講ずることを、 年  
月 日付け文書番号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家空住戸等

所在地

用途

2 保全措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者及び連絡先

5 保全措置を講ずる期限

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 4 条関係）

様式第 6 号（第 5 条関係）

様式第 7 号（第 6 条関係）

様式第 8 号（第 7 条関係）

様式第 9 号（第 8 条関係）

様式第 10 号（第 8 条関係）

様式第 11 号（第 8 条関係）

様式第 12 号（第 8 条関係）

様式第 13 号（第 8 条関係）

様式第 14 号（第 9 条関係）

様式第 15 号（第 9 条関係）

様式第 16 号（第 9 条関係）

様式第 17 号（第 9 条関係）

様式第 18 号（第 10 条関係）

○京田辺市空家等対策協議会設置条例

令和 3 年 3 月 29 日

条例第 3 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、京田辺市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和 4 年京田辺市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する特定空家空住戸等の認定並びに行政指導及び不利益処分に関すること。
- (4) その他市長が空家等対策の推進に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員及び市長をもって組織する。

- 2 委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 地域住民の代表
  - (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。

- 2 委員が欠けた場合は、市長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、特別の理由が生じた場合は、市長は、委員の委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数及び市長が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条第4項の規定により、会議に出席した者は、協議会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日条例第8号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。